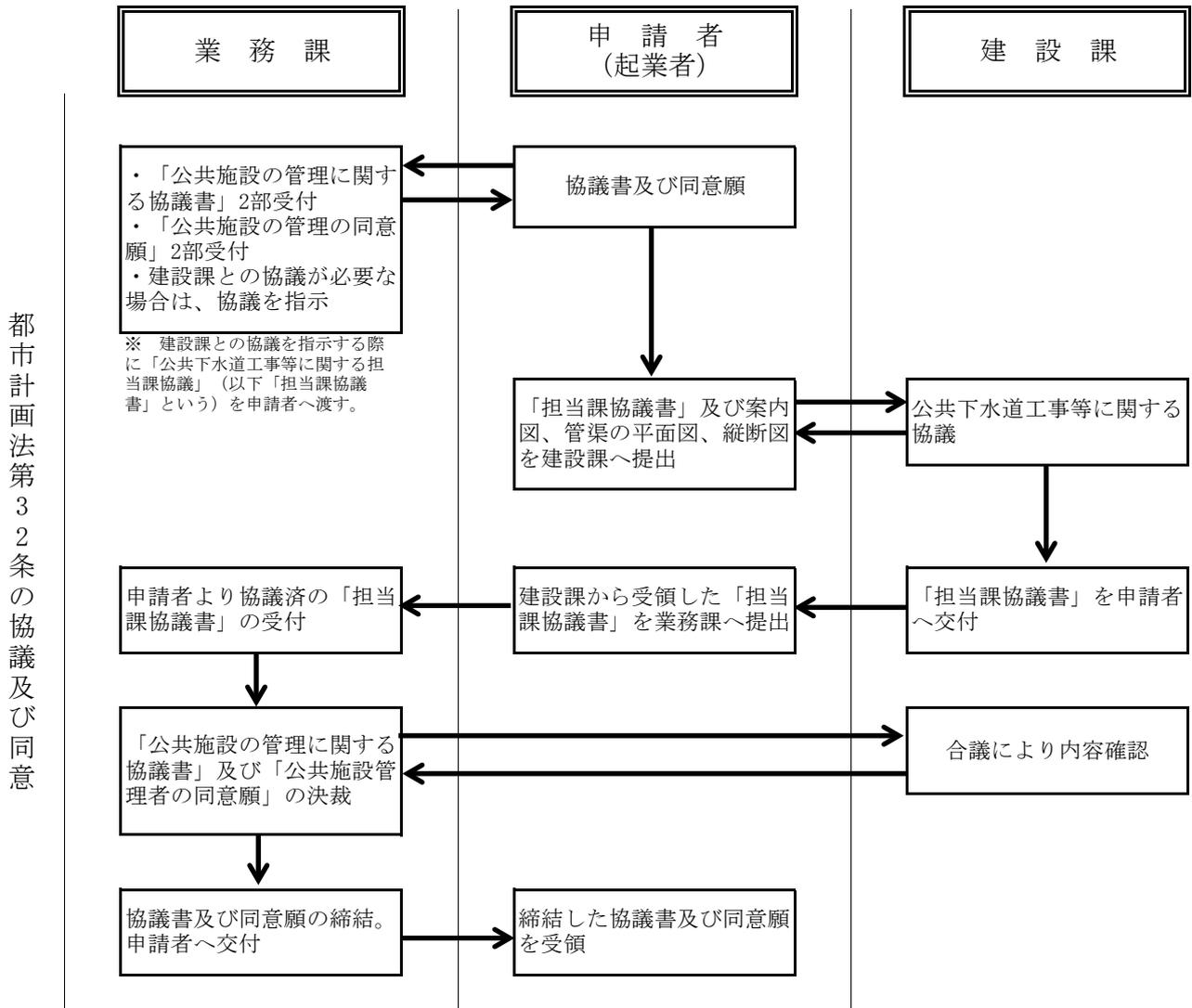


都市計画法第32条の協議及び同意の手続きフロー



※既設の公共下水道施設を使用する場合は、同意願の締結のみとなります。

※新設する公共下水道施設を使用する場合は、協議書と同意願の締結となります。

※新設する公共下水道施設が取付管のみの場合は、建設課との協議はありません。

※建設課との協議は、業務課より指示があつてからとなりますので注意してください。

※開発行為事前協議ですでに協議終了している場合は、建設課との協議はありません。

※公共下水道施設とは、下水道法第2条第2号で規定する施設の総体であつて同条第3号で示す構造のものを指す。